議案第１１０号

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第１条　杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１８年杉並区条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１１３．７５」に、「１００分の１０１．２５」を「１００分の１０３．７５」に、「１００分の１３６．２５」を「１００分の１４１．２５」に、「１００分の９３．７５」を「１００分の９６．２５」に改める。

別表第１中

「

円
４０８，０００
４５１，０００
５０３，０００
５６６，０００
６３９，０００
７２５，０００
８２１，０００

」を「

円
４２４，０００
４６９，０００
５２３，０００
５８８，０００
６６４，０００
７５３，０００
８５３，０００

」に改める。

第２条　杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１１３．７５」を「１００分の１１１．２５」に、「１００分の１０３．７５」を「１００分の１０２．５」に、「１００分の１４１．２５」を「１００分の１３８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９５」に改める。

附　則

１　この条例は、令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（１）　第１条の規定（杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例別表第１の改正規定に限る。）による改正後の杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定　令和８年４月１日

（２）　第１条の規定（杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第５条の改正規定に限る。）による改正後の杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定　令和８年１２月１日

３　第１条の規定による改正後の杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（提案理由）

特定任期付職員の給与を改定する必要がある。

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第１条による改正（杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第５条　特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和５０年杉並区条例第９号。以下「給与条例」という。）第４条、第２４条の２第１項及び第２項、第２７条、第２９条第２項、第３０条第２項並びに第３１条第１項の規定の適用については、給与条例第４条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１８年杉並区条例第１号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第２４条の２第１項及び第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第２７条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第４条に規定する」と、給与条例第２９条第２項ただし書	（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第５条　特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和５０年杉並区条例第９号。以下「給与条例」という。）第４条、第２４条の２第１項及び第２項、第２７条、第２９条第２項、第３０条第２項並びに第３１条第１項の規定の適用については、給与条例第４条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１８年杉並区条例第１号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第２４条の２第１項及び第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第２７条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第４条に規定する」と、給与条例第２９条第２項ただし書

中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１３．７５」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０３．７５」と、給与条例第３０条第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあつては１００分の１４１．２５」とあるのは「特定任期付職員にあつては１００分の９６．２５」と、給与条例第３１条第１項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。	中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０８．７５」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０１．２５」と、給与条例第３０条第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあつては１００分の１３６．２５」とあるのは「特定任期付職員にあつては１００分の９３．７５」と、給与条例第３１条第１項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第２条による改正（杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第５条　特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和５０年杉並区条例第９号。以下「給与条例」という。）第４条、第２４条の２第１項及び第２項、第２７条、第２９条第２項、第３０条第２項並びに第３１条第１項の規定の適用については、給与条例第４条中「この条例」とあるのは	（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第５条　特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和５０年杉並区条例第９号。以下「給与条例」という。）第４条、第２４条の２第１項及び第２項、第２７条、第２９条第２項、第３０条第２項並びに第３１条第１項の規定の適用については、給与条例第４条中「この条例」とあるのは

「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１８年杉並区条例第１号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第２４条の２第１項及び第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第２７条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第４条に規定する」と、給与条例第２９条第２項ただし書中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１１．２５」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０２．５　」と、給与条例第３０条第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあつては１００分の１３８．７５」とあるのは「特定任期付職員にあつては１００分の９５　　」と、給与条例第３１条第１項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１８年杉並区条例第１号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第２４条の２第１項及び第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第２７条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第４条に規定する」と、給与条例第２９条第２項ただし書中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１３．７５」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０３．７５」と、給与条例第３０条第２項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあつては１００分の１４１．２５」とあるのは「特定任期付職員にあつては１００分の９６．２５」と、給与条例第３１条第１項中「第１０条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

資　料　２

給与改定の概要

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>給　料　表</td><td>別表第１
職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（15,126 円、3.72%）を解消するため、特定任期付職員の給料月額を引き上げる。</td></tr>
<tr><td>期末手当
及　び
勤勉手当</td><td>特定任期付職員の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.0125</td><td>0.9375</td><td>1.95</td><td>1.0125</td><td>0.9375</td><td>1.95</td><td>1.025</td><td>0.95</td><td>1.975</td></tr>
<tr><td>12 月期</td><td>1.0125</td><td>0.9375</td><td>1.95</td><td>1.0375</td><td>0.9625</td><td>2.00</td><td>1.025</td><td>0.95</td><td>1.975</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>2.025</td><td>1.875</td><td>3.90</td><td>2.05</td><td>1.90</td><td>3.95</td><td>2.05</td><td>1.90</td><td>3.95</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施行期日等</td><td>１　第１条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和８年１２月１１日から施行し、改正後の給料表に係る規定は同年４月１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。
２　第２条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>